

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）
- 第 2 章 関係者の役割（第 4 条―第 10 条）
- 第 3 章 振興に関する施策（第 11 条）
- 第 4 章 施策を推進するための措置（第 12 条―第 15 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興について基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業に関する施策を総合的に推進し、もって、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業・小規模企業 第 1 号に規定する中小企業者及び前号に規定する小規模企業者をいう。
- (4) 中小企業・小規模企業支援団体 公益財団法人高知県産業振興センター、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業・小規模企業に対する支援を行う団体をいう。
- (5) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関及び信用保証協会をいう。
- (6) 大学等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究機関をいう。

（基本理念）

第 3 条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなけれ

ばならない。

- (1) 中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な取組を支援すること。
- (2) 中小企業・小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下に行うこと。
- (3) 本県の人材、技術、自然その他の資源の活用を図ること。
- (4) 中小企業・小規模企業の経営の規模及び形態に十分に配慮すること。
- (5) 県、市町村、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、大学等、県民その他の中小企業・小規模企業の事業活動と関係がある者が相互に連携し、及び協力すること。
- (6) 年齢、性別、国籍及び障害の有無等にかかわらず全ての県民が活躍できる社会の実現に資すること。

第2章 関係者の役割

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。
- 2 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、大学等その他関係機関との連携に努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の努力)

- 第5条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的、社会的な環境変化に応じて、自主的に経営の向上及び改善に努めるものとする。
- 2 中小企業・小規模企業は、人材の育成、福利厚生の実施その他雇用環境の整備に努めるものとする。
- 3 中小企業・小規模企業は、事業活動を通じて、地域の振興に寄与するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業支援団体の役割)

- 第6条 中小企業・小規模企業支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の実態を把握し、経営の改善及び向上に対して積極的に支援するよう努めるものとする。
- 2 中小企業・小規模企業支援団体は、国、県及び市町村等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業に対し、円滑な資金の供給、経営の支援その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第8条 大学等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発、技術の向上及び人材の育成に対する協力その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(県民の理解と協力)

第9条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興が、地域の経済の活性化、雇用の機会の創出及び県民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(県と市町村の協力)

第10条 県及び市町村は、それぞれが実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第3章 振興に関する施策

(施策の基本方針)

第11条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること。
- (2) 中小企業・小規模企業の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること。
- (3) 中小企業・小規模企業の販路等の拡大を図ること。
- (4) 中小企業・小規模企業に対する資金供給の円滑化を図ること。
- (5) 中小企業・小規模企業の人材の育成及び確保を図ること。
- (6) 中小企業・小規模企業の振興を通して、地域の活性化や地域の多様な資源の活用を促進すること。
- (7) 中小企業・小規模企業の環境変化への適応の円滑化及び災害等への対応を促進すること。

第4章 施策を推進するための措置

(指針の策定等)

第12条 知事は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するための指針（以下「指針」という。）を策定するものとする。

- 2 指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本的方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 知事は、指針を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、高知県中小企業・小規模企業振興審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、指針を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第 13 条 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(高知県中小企業・小規模企業振興審議会)

- 第 14 条 中小企業及び小規模企業の振興に関する重要事項の調査審議を行うため、高知県中小企業・小規模企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、第 12 条第 3 項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じて、中小企業・小規模企業の振興に関する事項を調査審議するものとする。
 - 3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、中小企業・小規模企業の振興に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

- 第 15 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。
- 2 委員は、中小企業・小規模企業の振興に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱又は任命する。
 - 3 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることを妨げない。
 - 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 高知県中小企業基本対策審議会条例（昭和 38 年条例第 26 号）は、令和〇年〇月〇日に廃止する。